

旅館業規制関係 参照条文等（抜粋）

①	客室の最低数	・ ・ ・ ・ ・	1
②	寝具の種類	・ ・ ・ ・ ・	1
③	客室の境の種類	・ ・ ・ ・ ・	1
④	採光・照明設備の具体的要件	・ ・ ・ ・ ・	2
⑤	便所の具体的要件	・ ・ ・ ・ ・	3
⑥	客室の最低床面積	・ ・ ・ ・ ・	4
⑦	入浴設備の具体的要件	・ ・ ・ ・ ・	5
⑧	玄関帳場	・ ・ ・ ・ ・	7

[] : 旅館業法施行令における規定

< > : 「旅館業における衛生等管理要領」における規定

① 客室の最低数 [ホテル：10 室以上、旅館：5 室以上]

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、十室以上であること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、五室以上であること。

② 寝具の種類 [洋室：洋式の寝具] <和室：和式の寝具>

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

ロ 寝具は、洋式のものであること。

○ 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(客室)

14 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(6) 旅館営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。

5) 和室の寝具は、和式のものであり、就寝に支障が生じないよう適当な大きさを有していること。

③ 客室の境の種類 [洋室：壁造り] <和室：壁・板戸・ふすま等による区画>

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

○ 旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月5日厚生省生活衛生局長通知）（抄）

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(客室)

14 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(6) 旅館営業の客室にあっては、次の要件を満たすものであること。

3) 和室と他の和室、廊下等との境は、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを用いて区画すること。

- ④ 採光・照明設備の具体的要件 [適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること] <採光：窓など採光部分の面積が8分の1以上等、照明設備：場所ごとの必要な照度>

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

○ 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(採光・照明設備)

33 施設には、適当な採光及び照明の設備を有し、次の要件を十分に満たすものであること。

- (1) 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造であり、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、おおむね面積の8分の1以上を有すること(5分の1以上が望ましいこと。)

なお、和室の採光面積は、幅員0.9m以上の縁側を隔てるときは、その採光面積のおおむね2分の1を有効面積とみなし、随時開放し得るふすま、障子類によって仕切られた2室の場合、本号の適用については1室とみなすこと。

- (2) 照明設備は、後記「III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準」25（照明）の基準に定める照度性能を十分に満たすものであること。

III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準
(照明)

25 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること

- (1) 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。また、6月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。
- (2) 施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。なお、宴会場又はホールその他これに類する場所にあつては、その営業の特殊性から付帯照明設備により20ルクス以上150ルクス以下で照明しても差し支えないものであること。

照度の基準

場所	照度 (ルクス)	測定地点
・玄関帳場又はフロント	700～1,500	作業面
玄関、会計事務室、荷物受渡台、・客室机、・洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は作業面、洗面鏡は主に対人物鉛直面照度、その他は作業面
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700 (舞台照明は含まない)	床面
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面 (約80cmの高さ)
ロビー、便所	70～300	床面
娯楽室、脱衣場、客室、階段、廊下	70～150	〃
非常階段、廊下	30～70	〃
浴室	30～150	〃

客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃
上記以外の場所	100 以上	床面から約 80cm の高さ

(注) ・印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。

⑤ 便所の具体的要件 [ホテル：水洗式で座便式のもの、旅館：適当な数] <収容定員に応じた大便器・小便器の数等>

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

八 適当な数の便所を有すること。

○ 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(洗面所)

19 洗面所は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な規模を有し、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有していること。
- (2) 洗面設備は、不浸透性及び耐熱性の材料を用いて作られ、清掃が容易に行え、かつ、流水受槽式の構造であつて、十分な大きさを有すること（1給水栓当たり幅員0.6m、奥行0.5m以上が望ましいこと。）。なお、洗面設備には、給湯ができる設備を有することが望ましいこと。
- (3) 洗面設備には、洗面に必要な石ケン、消毒液、タオル、紙製タオル等のものを置くことができる設備を備え付けることが望ましいこと。
- (4) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、収容定員（洗面設備を付設する客室の定員を除く。）に応じて適当な数を有すること（5人当たり1個以上の割合で、ただし、30人を超える場合10人当たり1個以上の割合が望ましいこと。）。
- (5) 共同洗面所に共同洗面設備（2給水栓以上を隣接して設け、ひとつの受水槽を共用するものをいう。）を設ける場合は、給水栓の間が適当な間隔を有していること（おおむね0.7m以上が望ましいこと。）。

(便所)

20 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。

- (1) 手洗設備は、前記の19（洗面所）に係る基準に準じて設けること。ただし、共同洗面設備を設ける場合は、給水栓の間隔を0.5m以上とすることができること。
- (2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ適当な数を有すること。なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、おおむね同数の割合で便所を設け、その便器は、収容定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて適当な数を備え付けること。なお、便器の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましいこと。この場合、大便器と小便器の割合は、原則としてほぼ同数にすること。

1) 収容定員が30人以下の場合

収容定員	便器数	
	大便器	小便器
1～5	1	1
6～10	2	1
11～15	2	2
16～20	3	2
21～25	3	3
26～30	4	3

- 2) 収容定員が31人以上300人以下の場合、10人増加するごとに1個の割合で30人までの便器数7個に加算すること。
- 3) 収容定員が301人を超える場合は、20人増加するごとに1個の割合で300人までの便器数34個に加算すること。
- (3) 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。この場合、調理室及び配膳室から適当な距離を有していること（おおむね3m以上が望ましいこと）。なお、2階以上に客室を設ける場合、その収容定員の合計が5人未満の階には、便所を必ずしも設けなくてもよいこと。
- (4) 大便所は、適当な広さを有する（おおむね幅員0.9m、奥行1.2m以上が望ましいこと。）構造であること。
- (5) 座便式便所を設ける場合は、便所の正面の出入口からおおむね0.4m以上の間隔を有することが望ましいこと。
- (6) 小便器を隣接して設ける場合、小便器の間は、適当な間隔を有すること（おおむね0.7m以上が望ましいこと。）。
- (7) 車いす用の便所を設ける場合は、車いすの移動に支障が生じないよう十分な広さを有すること。
- (8) 便所は、悪臭を排除するため適当な換気設備を備え付けること。
- (9) 便所には、清掃用具専用の保管設備及び洗い場を設けることが望ましいこと。
- (10) ホテル営業にあつては、便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、洋室に付設する場合は座便式便器を有するものであること。また、共同便所を設ける場合、座便式便器の数は、男子用大便器及び女子用便器の各総数の2分の1以上を有することが望ましいこと。

⑥ 客室の最低床面積 [洋室：9㎡以上、和室：7㎡以上]

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。

イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。

三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。

三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。

⑦ 入浴設備の具体的要件 [ホテル：洋式浴室又はシャワー室、旅館：適当な規模]

＜床面・浴槽底面のおおむね 100 分の 1.5 以上の勾配、共同浴室に係るオーバーフロー回収槽内の湯水消毒設備、貯湯槽（入浴用給湯・給水設備）の温度を一定以上に保つ加温装置等＞

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

○ 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(浴室)

15 浴室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 浴室（脱衣場を含む。）の内部が当該浴室の外から容易に見えるような性的好奇心をそそる構造であってはならないこと。
- (2) 床面（排水溝を含む。（3）において同じ。）、内壁（床面から1m以上（腰張りを含む。））及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いて築造すること。
- (3) 床面及び浴槽の底面は、排水が容易に行えるようおおむね100分の1.5以上の適当な勾配を付け、すき間がなく、清掃が容易に行える構造であること。
- (4) 内壁及び天井は、汚れが分かりやすいよう明るい色彩であることが望ましいこと。
- (5) 浴室は、湯気を適切に排出できる構造であること。
- (6) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各1か所以上のものを有すること。
- (7) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。
 - 1) 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないように適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。
 - 2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。
 - a 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上（15cm以上が望ましいこと。）の適当な高さを有すること。また、必要に応じて手すり及び内側に踏段を設ける等、高齢者、小児等に配慮したものであることが望ましいこと。
 - b 浴槽内面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。この場合、その広さは、次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。
$$\text{浴槽内面積} = \text{収容定員}(\text{※1}) \times 0.5(\text{※2}) \times 0.5(\text{※3}) \times 0.5 \text{ 平方メートル}(\text{※4}) \times \text{宿泊者男女比}(\text{※5})$$

(注) (※1) 入浴設備を有しない客室定員の合計に、専用入浴設備を有する客室定員の合計の50%を加えた人数を収容定員とすること。
(※2) 入浴者の最も多い時間帯（20～21時）の入浴者数を収容定員の50%としたこと。
(※3) 入浴者のうち浴槽使用者及び洗い場使用者の比率を50%としたこと。
(※4) 入浴者1人当たりの浴槽使用面積
(※5) 宿泊者男女比は、各施設の特性により設定すること。
 - c 浴槽には、入浴者が容易に見える位置に浴槽ごとに1個以上の隔測温度計を備え、常に清浄な湯及び水を供給することができる設備を有すること。
 - d 浴槽は、熱湯が入浴者に直接接触しない構造であること。ただし、給湯栓等により熱湯を補給する構造のものにあつては、その付近のよく見やすい場所に熱湯に注意す

べき旨の表示をすること。

- e 洗い場の面積は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。この場合、その広さは次式により得られる面積以上であることが望ましいこと。

$$\text{洗い場面積} = \text{収容定員}(\ast 1) \times 0.5(\ast 2) \times 0.5(\ast 3) \times 1.1 \text{ 平方メートル}(\ast 6) \times \text{宿泊者男女比}(\ast 5)$$

(注) (※1、2、3、5) 前記bの(注)を参照すること。

(※6) 入浴者1人当りの洗い場使用面積

- f 洗い場には、収容定員に応じて適当な数の上り用湯及び上り用水を供給する設備(以下「給水(湯)栓」という。)を有し、当該湯及び水が飲用不適なものにあっては、その給水(湯)栓の周囲のよく見える場所に飲用不適である旨の表示を掲示すること。この場合、給水(湯)栓は、次式により得られる数以上であることが望ましいこと。

$$\text{給水(湯)栓数} = \text{収容定員}(\ast 1) \times 0.5(\ast 2) \times 0.5(\ast 3) \times \text{宿泊者男女比}(\ast 5)$$

(注) (※1、2、3、5) 前記bの(注)を参照すること。給水(湯)栓数は、小数点以下を四捨五入して算定すること。

- g 洗い場の適当な場所に、1カ所以上の飲料水を供給する設備を設置し、その周囲のよく見える場所に、飲用適である旨の表示を掲示すること。

- h 洗い場には、収容定員に応じて十分な個数の洗いおけ及び腰掛を置くこと。

- i ろ過器を設置する場合にあっては、以下の構造設備上の措置を講じること。

- (1) ろ過器は、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。
- (2) 浴槽における原水又は原湯の注入口は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- (3) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分で補給される構造とし、当該湯水の誤飲又はエアロゾルの発生を防止すること。
- (4) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

- j 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

- k 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

- l 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

- m オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であり、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

- (8) 浴室に備え付けている木製のふた、すのこ、洗いおけ、腰掛等は、腐食が著しく生じていないものであること。

- (9) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)(浴槽に関する部分を除く。)、(4)及び(6)の他次に掲げるところによること。

- 1) 室又は設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること。
- 2) 室内又は設備内は、換気を適切に行うため、給気口は、室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は、室内の最も高い床面の上部にある天井に近接する適当な位置に設けること。
- 3) 室内又は設備内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- 4) 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。

- 5) 室内及び設備内に放熱パイプを備え付ける場合は、これが直接身体に接触しない構造であること。
- 6) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこれら異常な事態が生じないように入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。
- (10) ホテル営業にあつては、前記の(1)から(9)までに掲げる要件によることその他宿泊者の需要を満たすことができる洋式浴室又はシャワー室を有することとし、この場合、次に掲げるところによること。
 - 1) 洋室には、原則として洋式浴室又はシャワー室を設けること。
 - 2) 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。
 - 3) 洋式浴室又はシャワー室には、シャワー設備を備え付け、水又は適当な温度の湯を十分に供給でき、湯の温度を調節できる装置を有するものであること。
 - 4) シャワー設備を有する室には、必要に応じてシャワー水の飛散を防止するためカーテン等を備え付けること。
 - 5) シャワー室に脱衣場を付設する場合、脱衣場の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。
 - 6) 共同用のシャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないように適当な数のシャワー設備を備え付けること。なお、シャワー設備の数は、入浴設備を有しない客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましいこと。ただし、その他共同浴室を併設する場合は、その入浴定員を勘案し、シャワー設備の数を適当に減らして備え付けることができること。
- (11) 旅館営業にあつては、当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合には、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。なお、洋式浴室又はシャワー室を設ける場合は、前記の(10)に該当するものであること。

(入浴用給湯・給水設備)

- 16 入浴用給湯・給水設備は次の要件を十分に満たしていること。
 - (1) 水道水以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」に適合していることを確認したものであること。
 - (2) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。
 - (3) 放熱管及び給配湯は、露出せず、直接身体に接触させない設備とすること。

(脱衣場)

- 17 脱衣場を設ける場合は、収容定員に応じて十分な広さを有し（浴室面積の50%以上が望ましいこと。）、入浴者の需要を満たすことができるよう適当な数の洗面設備（脱衣場に隣接するものを含む。）及び衣類を収納する保管設備を有すること。なお、共同浴室にあつては、脱衣場を付設すること。

⑧ 玄関帳場〔宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する〕＜受付台の長さが1.8m以上等＞

○ 旅館業法施行令

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

○ 旅館業における衛生等管理要領

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

(玄関帳場又はフロント)

- 11 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。
 - (1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。
 - (2) 玄関帳場又はフロントは、受付台の長さが1.8m以上を有するなど事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。
 - (3) 玄関帳場又はフロントの内側にあつて、受付台から適当な距離を隔てて客室のカギを保管する設備を有すること。
 - (4) 玄関帳場又はフロントの受付台の前の場所は、収容定員に応じて十分な広さを有し、1.6m以内には、植木、カーテン等宿泊事務に支障となる物品を備え付けてはならないこと。
 - (5) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。
 - (6) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備（例えば管理棟）を設けることができること。